

論文題目

非行少年の「立ち直り」に関する社会学的研究
—少年院・保護観察所の実践と非行経験者の語りに関する分析—

氏名

都島 梨紗

論文内容の要約

本論文の目的は、少年院・保護観察所の実践を取り上げて「立ち直り」の規範的モデル明らかにしたうえで、非行経験者の語りを取り上げ「立ち直り」の当事者モデルを提案することである。本論文は、序章、第1章から第7章、終章から成る。以下に各章の概要を記載する。

序章では「立ち直り」をキーワードとする先行研究を整理し、「立ち直り」をめぐる多様な定義があることをおさえた。さらに、「立ち直り」をめぐる先行研究では、RNRMとGLMという2つの「立ち直り」のモデルがあることをおさえた。こうした先行研究を踏まえ本論文では、GLMすなわち「よい人生モデル」に依拠しながら、とりわけ非行を経験した当事者にとっての良き人生としての「立ち直り」モデルの抽出を目指すことにした。また、本論文を執筆するにあたり行った調査の概要を述べ、本論文が射程とする公的機関の処遇制度を整理した。

第1章では、公的機関の「立ち直り」のモデルについて、司法制度と、再犯防止政策の整理を通して抽出した。まず、司法制度を踏まえると、公的機関の教育プログラムを通し「健全な価値観」への接触と「正しい」生活スタイルの取得が「立ち直り」の規範的なモデルであることがわかった。そのための具体的な方針として公的機関では「就労自立」が重視されていた。したがって、「仕事を通して、再犯リスクの減少と善良な市民への矯正」が「立ち直り」政策として重視されているということがわかった。なお、上述のような公的機関の「立ち直り」モデルを犯罪社会学の理論枠組みに照らし合わせるならば、Hirschiが提案した「巻き込み」による社会統制モデルに依拠しているといえる。

ただし、公的機関が用意する就労自立のための支援実態に目を向けると、土木建設業ないし製造業といった、ブルーカラー職への接続に偏重傾向があり、保護観察終了少年における公式統計上でも、こうした職業への偏重傾向がみられる。また、女子に目を向けると、就職決定率男子に比べて極端に少なくなっていた。以上を踏まえれば、少年院や保護観察を経由した少年たちの中には、公的な「立ち直り」モデルに乗った「立ち直り」の経路を辿らない者が複数存在するといえる。そこで、非行経験者の処遇のその後を追跡した調査が重要であることを指摘した。

第2章では、「立ち直り」の規範モデルが少年院ではどのように指導されているのかを把握するため、少年院における指導事例を取り上げた。本章では、家族と非行仲間に関するものを取り上げ、それぞれの集団がどのように指導されているのかを整理した。その結果、特殊

な家族でないかぎり、家族は再犯の可能性を削減するものとして指導されている反面、非行仲間については再犯の可能性を高めるものとして指導されていた。したがって、「犯罪的傾向」を削減するために少年院では「家族との絆を形成し、非行仲間との絆を断絶する」という方向へと変容することが「望ましい変容」とであるとされていることが分かった。すなわち、少年院において非行少年の「立ち直り」を支援する他者として家族が想定されている一方で、非行仲間は支援者として想定されていなかったのである。

第3章では、少年院における授業の参与観察を踏まえて、「立ち直り」の規範モデルの指導方法を明らかにした。そこでは、少年院在院生のコミュニケーションの在り方をめぐって「犯罪的傾向」が言及されており、「犯罪的傾向」をなくし、「望ましい社会の一員」らしい振る舞いを身につけるために院内上級生のみならず若者ボランティアを巻き込んだ指導方法が実践されていた。少年院では、院内上級生から若者ボランティアへとロールモデルが巧みに変換されていくことで、少年院で少年たちが獲得した「立ち直り」が社会内へと引き継がれていることがわかった。すなわち、少年院における「立ち直り」は少年院内部にとどまらず、少年院外部へと引き継がれていく性質を持っているのである。

第4章では、少年院仮退院後に課される保護観察処遇に注目し、とりわけ就労支援に焦点を絞って、保護観察官の「立ち直り」に向けた指導技法を整理した。保護観察官は対象少年のコミュニケーションの仕方や、離職をめぐって「犯罪的傾向」を言及し、仕事を続け再犯をしなくなることが、ある種の「望ましさ」として規定しているとわかった。

しかし他方で福祉的ニーズを必要とする対象者については必ずしも仕事を続けることが「望ましさ」に入るわけではないことについても言及していた。最終的には「いかにして犯罪をしなくなるか」という点を重視して処遇実践していることが明らかとなった。加えて、第3章で確認したように保護観察官も、保護観察終了後も引き続き「立ち直り」続けることを対象者に求めていた。保護観察所における「立ち直り」もまた少年院と同様に、保護観察終了後へと引き継がれていく性質を持っているということがわかった。

第5章では、少年院入院経験を有する元非行少年に対するインタビューを踏まえて、少年院の処遇をこなすために非行仲間との絆の強さが有効であることを明らかにしている。少年院をはじめ、公的処遇においては、非行仲間との関与は「犯罪的傾向」を助長させるものとして忌避されてきた。しかしながら非行経験者の語りを踏まえれば、非行仲間との関与は、「犯罪的傾向」を縮減させる少年院プログラムと共振しており、「立ち直り」を促進するものとして理解することができるのである。

第6章では、非行経験者が20歳前後になって、犯罪から仕事へと認識の移行が行われることを示し、それには非行仲間との関係性が影響していることを明らかにしている。非行経験者は、逸脱行動を助長しないような非行経験のある仲間集団とコミットしている場合は、「成人してからの逮捕を避ける」、「母親、妻や子どものために働く」といった点を評価軸として「立ち直り」を実践していることがわかった。犯罪からの離脱について心理学的観点から研究をしている Giordano et al.(2002)では「立ち直り」には「変容のためのフック: hooks for change」への認知が重要であると論じている。上記にあげるような「成人すること」や「家族ができること」、「親孝行をしたいと思うこと」は「変容のためのフック」であると考えら

れる。重要な点は、こうした「変容のためのフック」が元非行仲間とのコミットによって知覚されうることである。

第7章では、非行少年にとって「仕事を続ける」ということは、単に再犯を避けるために行われるのではなく、様々なアスピレーションによって行われていることがわかった。第6章でも取り上げたように「働く」ことに対し、プラスの評価軸を有する社会集団とコミットしている非行経験者は一定数存在する。そのような人々にとって、「働く」ことは犯罪者としての自己イメージを反転させ、「元」非行少年としてのライフスタイルを実践するための資源になるといえる。

また、第7章では彼らが持つアスピレーションを類型化した。価値反転型、独立開業型、社会貢献型、趣味充足型とのように様々な類型を持つことがわかった。この知見を踏まえれば、大村(1972)が述べるように、非行少年は全員が成り上がりのような地位達成モデルを志向するわけではないということである。また、労働と趣味のバランスもまちまちであり、他方で社会貢献を志向する者もいるということである。さらに、これらアスピレーションは一人の語りにおいて、複数見いだされることもあり、非行経験者が、職業に対して、様々な意味づけを行うことで、仕事を継続しているということがわかった。

本論文で得られた知見をもとに、公的機関が示す規範的な「立ち直り」モデルの特徴について整理をすると、以下のようになる。少年院と保護観察所において、共通していたのは「(これ以上)犯罪をしない」ということの重視、「健全」かつ「一般市民的な」生活スタイルへの変革という立ち直りの在り方の2つを目指していること、処遇終了後も変革し続ける主体を目指しているということである。とりわけ近年は、「就労自立」に焦点を当てた処遇プログラムが充実し始めているため、政策レベルにおいて「就労自立」が規範的な「立ち直り」モデルとして立ち現れつつある。

これに対し、少年院を経た非行経験者にとっての「立ち直り」は自らの生活スタイルをコントロールする主体になっていくプロセスであるといえる。本論文を通して得られた、非行経験者による「立ち直り」モデルは、公的機関による「立ち直り」モデル、すなわち「再犯をせずに、善良な市民となること」に依拠しつつも、過度に禁欲的でない生活スタイルも含みこむモデルであることがいえる。

また、本論文で検討した非行経験者にとっての「立ち直り」とは、公的処遇における「立ち直り」と、「本物の犯罪者」との間に位置する生き方の記述である。「本物の犯罪者」としての生活スタイルと、公的処遇において求められる「立ち直り」の生活スタイルとの狭間においては、「犯罪をしないこと」が必ずしも否定的に解釈されない。Maruna(2013 訳書)が主張するように、犯罪の経験をポジティブな経験として犯罪者が認識することで、過去の自己と現在の自己が統合され、「元」犯罪者としての語りが成立するからである。したがって、本論文で見出した非行当事者による「立ち直り」モデルにおいては、非行や逮捕の経験を「立ち直り」の資源として解釈可能である点を強調したい。

加えて、第7章においてロールモデルとしての自己を語る非行経験者がいたように、社会的地位の存在もまた、「元」非行少年としての語りを可能にする。したがって、彼らにとって「元」非行少年として語れる資源があることは、「立ち直り」(犯罪的傾向の縮減と、

善良な社会への一員)へと向かう実践の契機となるといえる。こうした知見を踏まえれば、以下のようなアイデンティティ実践を行うプロセスにこそ、彼らにとっての「立ち直り」が存在するといえる。すなわち、非行カテゴリをはじめ、これまで重層的に付与された否定的なレッテルを緩和し「元」非行少年としての自らのアイデンティティを獲得する主体として実践するプロセスである。

したがって、非行少年が「元」非行少年として自らを語ろうとする際には、非行や犯罪からの「立ち直り」だけを射程とする方法論では不十分である。本論文においても、家族崩壊の問題やいじめの経験語る非行経験者がいた。以上を踏まえれば、彼らが「元」非行少年として自らの生活を語る過程を解明するためには、「犯罪・非行からの立ち直り」以外の問題に目を向ける必要がある。すなわち、過去から現在にかけて重層的に付与された否定的なレッテルの存在と、その解消過程にも目を向ける必要があると言える。

最後に、公的処遇と非行経験者の間で生じている大きな齟齬について、触れておく。それは、非行仲間と非行下位文化とのコミットの経験が立ち直りの資源になっているという点である。本論文の知見を踏まえると、非行仲間は必ずしも病理の関係性というわけではない。非行仲間との接触による帰結は、必ずしも逸脱者への道一本に閉ざされているわけではないのである。非行仲間という一見不健全な関係性は、実際は健全に機能している場面があるということ、本論文において強調しておきたい。さらにいうと、本論文の知見を踏まえれば、非行少年の「立ち直り」援助者として、非行経験者が有効であることも指摘できるだろう。

その人がおかれている状況によって「良い人生」の在り方は多様である。本論文で検討したように非行仲間との関与や非行下位文化規範への同調によって、再犯を抑止し、「元」非行少年へと移行することが可能となる層もいる。また序章で提示したように、犯罪によって「良い人生」を保っている層もいるだろう。これらを踏まえれば、犯罪からの立ち直りを捉える際の「良い人生」の在り方とはどのようなものなのか、引き続き詳細に検討することが求められる。

<引用文献>

Giordano PC, Cernkovich SA and Rudolph J, 2002, "Gender, Crime, and Desistance: Toward a Theory of Cognitive Transformation." *American Journal of Sociology* 107: 990-1064.

Maruna. S , 2001, *Making Good:How Ex Convicts Reform and Rebuild Their Lives.* : American Psychological Association.(津富宏・河野荘子 監訳 2013『犯罪からの離脱と「人生のやり直し」—元犯罪者のナラティブから学ぶ—』明石書店).

大村英昭, 1972, 「アスピレーションとアノミー」『社会学評論』第 23 巻第 1 号, pp.25-43。

<付記>

本研究は JSPS 科研費(課題番号: 16H07384)ならびに、公益財団法人日工組社会安全研究財団(2015 年度若手研究助成)の研究助成による成果の一部である。